山口市小郡集会所

〇使用料

令和９年３月３１日まで

利用時間	（A） 施設 使用料	（B） 営利等 加算金	（C） 冷暖房 使用料	A＋C	A＋B	A＋B＋C
8:30 ～ 13:00	410円	820円	1,010円	1,420円	1,230円	2,240円
13:00 ～ 17:00	360円	720円	900円	1,260円	1,080円	1,980円
17:00 ～ 22:00	460円	920円	1,120円	1,580円	1,380円	2,500円

※入場料等を徴収するときや、営利･営業･宣伝等の目的で利用するときは、
施設使用料が通常の３倍の金額になります。
（上表の施設使用料（A）＋営利等加算金（B））

〇使用料

令和９年4月１日からで

利用時間	（A） 施設 使用料	（B） 営利等 加算金	（C） 冷暖房 使用料	A＋C	A＋B	A＋B＋C
8:30 ～ 13:00	490円	980円	1,210円	1,700円	1,470円	2,680円
13:00 ～ 17:00	430円	860円	1,080円	1,510円	1,290円	2,370円
17:00 ～ 22:00	550円	1,100円	1,340円	1,890円	1,650円	2,990円

※入場料等を徴収するときや、営利･営業･宣伝等の目的で利用するときは、
施設使用料が通常の３倍の金額になります。
（上表の施設使用料（A）＋営利等加算金（B））